（二）機械器具等の場合 （略） 備　考 1・2　（略） 3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。	（二）機械器具等の場合 （略） 備　考 1・2　（略） （新設）
（三）加工細胞等の場合 （略） 備　考 1・2　（略） 3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。	（三）加工細胞等の場合 （略） 備　考 1・2　（略） （新設）
様式第九十六号（第二百十二条の六関係） （略） 備　考 1～10　（略） 11　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。	**様式第九十六号**（第二百十二条の六関係） （略） 備　考 1～10　（略） （新設）
様式第九十八号（第二百十二条の八関係） （略） 備　考 1～3　（略） 4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。	**様式第九十八号**（第二百十二条の八関係） （略） 備　考 1～3　（略） （新設）
様式第九十九号（第二百十二条の九関係） （略） 備　考 1・2　（略） 3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。	**様式第九十九号**（第二百十二条の九関係） （略） 備　考 1・2　（略） （新設）
様式第百号（第二百十二条の十三関係） （略） 備　考 1～4　（略） 5　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。	**様式第百号**（第二百十二条の十三関係） （略） 備　考 1～4　（略） （新設）
様式第百一号（第二百十二条の十五関係） （略） 備　考 1　（略） 2　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。	**様式第百一号**（第二百十二条の十五関係） （略） 備　考 （略） （新設）
様式第百二号（第二百十二条の十七関係） （略） 備　考 1～3　（略） 4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。	**様式第百二号**（第二百十二条の十七関係） （略） 備　考 1～3　（略） （新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。